

Rise of Nations 1.0 体験版 使用許諾契約書

重要-以下のライセンス契約書を注意してお読みください。本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）は、本契約書に付属のマイクロソフト ソフトウェア（以下「本ソフトウェア製品」または「本ソフトウェア」といいます）に関してお客様（個人または法人であるかを問いません）と Microsoft Corporation（以下「マイクロソフト」といいます）との間に締結される法的な契約書です。本ソフトウェア製品はコンピュータ ソフトウェアを含み、それに関連した媒体、印刷物（マニュアルなどの文書）、および「オンライン」または電子文書を含むこともあります。本ソフトウェア製品のコピーを作成して使用することによって、お客様は本契約書の条項に拘束されることに同意されたものとします。本契約書の条項に同意されない場合、マイクロソフトは、お客様に本ソフトウェア製品の使用を許諾できません。ソフトウェア製品ライセンス

本ソフトウェア製品は、著作権法および著作権に関する条約ならびにその他の無体財産権に関する法律および条約によって保護されています。本ソフトウェア製品は、許諾されるもので、販売されるものではありません。

1. ライセンスの許諾 本契約書はお客様に以下の権利を許諾します。

・インストールおよび使用

お客様は、本ソフトウェア製品のコピー 1 部をインストールして使用することができます。

・複製および頒布

お客様は、本ソフトウェア製品のコピーを複製して頒布することができます。ただし、お客様は以下の条件に従わなければなりません。

(a) 各コピーは、すべての著作権および商標表示を含めた正当でかつ完全なコピーでなければなりません。

(b) 各コピーには、本契約書のコピーを添付しなければなりません。

(c) かかる頒布を商業目的に行なうことはできません。

2. その他の権利および制限

・リバース エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

お客様は、本ソフトウェア製品をリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

・構成部分の分離

本ソフトウェア製品は 1 つの製品として許諾されます。その構成部分を分離して複数のコンピュータで使用することはできません。

・ソフトウェアの譲渡

お客様は、譲受人が本契約書の条項に同意することを条件として、本契約書で明示された権利を全て恒久的に譲渡することができます。

・解除

お客様が本契約書の条項および条件に違反した場合、マイクロソフトは、他の権利を害することなく本契約書を解除することができます。そのような場合、お客様は本ソフトウェア製品のコピーおよびその構成部分すべてを破棄しなければなりません。

3. 著作権

本ソフトウェア製品（本ソフトウェア製品に組み込まれたイメージ、写真、アニメーション、ビデオ、音声、音楽、テキスト、「アプレット」、付属のマニュアル等文書を含みますが、これらに限られません）、および本ソフトウェア製品の複製物についての権原および著作権は、マイクロソフトまたはその供給者が有するもので、本ソフトウェア製品は、米国著作権法および国際条約の規定によって保護されています。従って、お客様は本ソフトウェア製品を他の著作物と同様に扱わなければなりません。

4. コピー プロテクト

コンピュータ上で本ソフトウェア製品を使用するにはオリジナルの媒体が必要であり、また本ソフトウェア製品の不正コピーを防止するためにコピープロテクトの技術を使用している場合があります。本ソフトウェア製品のコピーを無断で作成することは違法です。また、コピープロテクトの技術を回避する機能を有する一定の装置又はプログラムを使用することにより、本ソフトウェアで使用されているコピープロテクトの技術を回避して、本ソフトウェアを複製することも違法です。更に、コピープロテクトの技術を回避するかかる装置又はプログラムを使用して本ソフトウェアを複製することは、私的使用目的の複製であっても、著作権法上禁止されており、本ソフトウェアがかかる装置又はプログラムを使用

して複製されたという事実を知っている場合には、その複製物を複製することも違法となります。

5. 輸出規制

お客様は、本ソフトウェアがアメリカ合衆国の輸出に関する規制の対象となることを認めるものとします。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（アメリカ合衆国の輸出管理規則ならびにアメリカ合衆国、日本国およびその他の政府機関によるエンドユーザー、エンドユーザーによる使用、および輸出対象国に関する制限を含みます）を遵守することに同意されたものとします。詳細については <http://www.microsoft.com/exporting/> をご参照ください。

無保証

本ソフトウェア製品および関連したドキュメントは、何等保証もない現状有姿のまま提供されるものです。お客様による本ソフトウェア製品のいかなる使用についても、そのリスクはお客様が負うもので、マイクロソフトは責任を負うものではありません。マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、および権利侵害の不存在その他について明示であると黙示であるとを問わず、一切保証をするものではありません。本ソフトウェア製品およびドキュメントの使用または機能から生じる全ての危険は、お客様が負担しなければなりません。

責任の制限

マイクロソフトまたはその供給者は、本ソフトウェア製品の使用または使用不能から生じる一切の損害（逸失利益の損失、事業の中断、事業情報の損失もしくはその他の金銭的損失を含みますがこれらに限定されません）に関して一切責任を負いません。たとえ、マイクロソフトがこのような損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。

本契約は、日本国法に準拠するものとします。

本契約書に関して不明な点がございましたら、マイクロソフトの子会社であるマイクロソフト アジア リミテッドに書面にてご連絡いただくようお願い申し上げます。

〒151-8533 東京都渋谷区笹塚 1-50-1
笹塚NAビルディング
マイクロソフト アジア リミテッド